



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

375	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
376	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
377	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(")..... 2
378	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 2
379	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 3
380	公共測量の終了	(技術調査課)..... 3
381	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
382	道路の供用開始	(")..... 4
383	道路の区域変更	(")..... 4
384	道路の供用開始	(")..... 4
385	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 5

告 示

和歌山県告示第375号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年4月19日まで縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年3月19日

2 名称

特定非営利活動法人青葉会

3 代表者の氏名

前田記公子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東487番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者や高齢者が、地域の一員として住みなれた町で安心して暮らしていける社会の実現を図るため、障害児者や高齢者の自立支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第376号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100753	あんずキッズ	和歌山市東田中310	児童発達支援	社会福祉法人東和歌山福祉会	和歌山市東田中307	平成30.4.1

和歌山県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3011000274	障害者総合社会復帰施設あるべじお	橋本市岸上367-6	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人箭薙会	橋本市野5-1	平成30.4.1

和歌山県告示第378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

和歌山ミオ北館

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

和歌山ターミナルビル株式会社 代表取締役 右京和正

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）縦覧図書のとおり

（変更後）縦覧図書のとおり

4 変更年月日

平成30年3月4日

5 変更した理由

小売業者の変更のため

6 届出年月日

平成30年3月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年4月3日から同年8月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第379号

平成30年和歌山県告示第246号（以下「告示第246号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

熊岡弘

中前芳治

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第246号のとおり

和歌山県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 平成29年11月1日から平成30年3月12日まで

3 作業地域 国道24号、国道26号及び近畿自動車道松原那智勝浦線（田辺市稲成町から西牟婁郡すさみ町江住まで）

和歌山県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市竹房字最初775番42地先から同市遠方字西垣内237番1地先まで	旧	10.40 } 41.88	731.80	

同上	新	11.26 } 41.88	731.80	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第382号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 紀の川市竹房字最初775番42地先から同市竹房字最初775番10地先まで

供用開始の期日 平成30年4月3日

和歌山県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町西字西136番地先から同市熊野川町西字西143番地先まで	旧	3.90 } 19.50	137.60	
同上	新	6.20 } 22.40	136.40	

和歌山県告示第384号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦熊野川線

供用開始の区間 新宮市熊野川町西字西136番地先から同市熊野川町西字西143番地先まで

供用開始の期日 平成30年4月3日

和歌山県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

岩出市

2 都市計画事業の種類及び名称

岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年3月26日

至 平成36年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし